

○須高行政事務組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例

(昭和41年12月26日条例第5号)

改正 昭和52年6月15日 条例第3号

令和5年2月28日 条例第9号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第4項の規定に基づき、職員の懲戒の手續及び効果に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の懲戒の手續及び効果等)

第2条 職員の懲戒の手續及び効果等については、[須坂市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和31年須坂市条例第2号）](#)の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年6月15日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年2月28日条例第9号抄）

この条例は、公布の日から施行する。